

# 飲酒運転の撲滅 速度違反の根絶

「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い気持ちを持ち、  
一人一人が、飲酒運転の根絶に向けた取組を実践しましょう

すべての交通違反をゼロに



# 体罰・不適切な指導の根絶

体罰や不適切な指導は許されません

- ・ 体罰は法令違反であり、指導の一環ではありません
- ・ 感情のコントロールを身につけましょう
- ・ 体罰を発生させない体制づくり・人間関係づくりを進めましょう



## 不適切な指導とは

身体に対する侵害や肉体的苦痛を与える行為  
(=体罰)でなくても、

客観的に見て児童生徒に  
著しい精神的苦痛 または 身体的苦痛を与え得る、  
児童生徒の人格または尊厳を害する行為

たとえば、

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く、投げる
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責する
- ・ 著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する
- ・ 連帯責任を負わせ、負担感や罪悪感を与える



## 体罰防止に向けて

- ① 校内研修の充実
  - ・ 体罰に係る過去の懲戒処分例等を用いた事例研究（グループワーク等）を行い、体罰の防止に関する正しい認識を身につける
  - ・ アンガーマネジメントなど、感情コントロールに関する手法を学ぶ  
研修を取り入れる
- ② 体罰を発生させない体制づくり
  - ・ 特定の教職員が問題を抱え込んだりすることのないよう、複数で役割分担し、学校として組織的な指導体制を構築する

## わいせつ・ハラスメントの根絶

- ・ わいせつ・ハラスメント根絶に向けた7つの取組を推進しましょう
- ・ 不祥事が発生した場合は、7つのポイントを意識しましょう

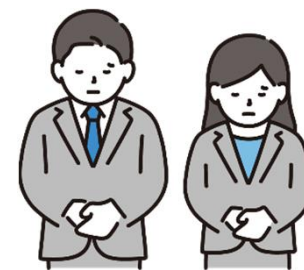
### 根絶に向けた7つの取組

- 1 不祥事防止のためのチェックシートの活用
- 2 わいせつ行為等に係る校内研修資料の活用
- 3 教職員不祥事ポータルサイトの活用
- 4 SNS等による個人的なやり取りの禁止の徹底に係る校内規程等の整備
- 5 児童生徒対応に係る校内研修又は個別指導の実施
- 6 教員等による児童生徒へのセクハラ等相談窓口の整備
- 7 不祥事防止委員会の設置



### 事故発生の際の7つのポイント

- 1 プロアクティブの原則(※)に基づき、迅速かつ的確な情報収集
- 2 事実の確認
- 3 対応方針の決定
- 4 保護者等関係者への説明
- 5 マスコミ等の対外的な説明
- 6 再発防止策の実施
- 7 事故報告書



- ※ プロアクティブの原則  
疑わしきは行動せよ、最悪の事態を想定して行動せよ、空振りには許されるが見逃しは許されない。